

川崎市病院局「特定工事請負契約」及び「特定業務委託契約」に関する手引

川崎市病院局が発注する特定工事請負契約及び特定業務委託契約に関して、その制度の運用基準については、「特定工事請負契約」及び「特定業務委託契約」に関する手引の規定を準用する。この場合において、「市長と特定契約を締結する者」とあるのは「川崎市病院事業管理者と特定契約を締結する者」に、「市長が発注するもの」とあるのは「川崎市病院事業管理者が発注するもの」に、「規則第67条第3号の市長」とあるのは「規程第70条第3号の管理者」に、「規則第67条第4号の市長」とあるのは「規程第70条第4号の管理者」に、「規則第67条」とあるのは「規程第70条」に、「規則第66条第1号の規則」とあるのは「規程第69条第1号の規程」に、「規則第66条」とあるのは「規程第69条」に、「規則第69条」とあるのは「規程第72条」に読み替えるものとする。

附 則

(施行期日)

この要綱は平成23年4月1日から施行する。